

リチウムイオン電池等の充電式電池は 不燃ごみの日に別袋でお出ください

充電式電池や充電式電池内蔵製品は強い衝撃や圧力が加わると発火する危険があり、正しく分別をせずにごみに出してしまうと収集車両や処理施設の火災につながる危険性があります。

正しい捨て方

①電池を使い切り、端子部分にテープを貼って絶縁する

②他の不燃ごみとは分け、中身の見える袋に入れて「充電式電池」と表示をして
不燃ごみの日に
出す



※膨張・変形した充電式電池等は集積所に出せません。端子部分にテープを貼って絶縁し、清掃事務所(世田谷・玉川・砧)、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、梅丘分庁舎3階にお持ちください。

☎清掃・リサイクル推進課
☎6304-3297 FAX 6304-3341

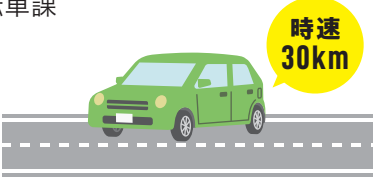
9月1日から生活道路における自動車の法定速度が時速30kmに引き下げられます

9月1日に改正道路交通法施行令が施行され、生活道路における自動車の法定速度が、時速60kmから時速30kmに引き下げられます。

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される道路のことで、住宅街にある、中央線や車両通行帯のない道路などを指します。通学や買い物、散歩などで多くの歩行者や自転車が利用しています。

この道路では、歩行者や自転車を優先し、周囲の状況をよく確認しながら運転しましょう。また、制限速度を守ることはもちろん、道路状況や天候に応じた安全な速度での運転を心掛けましょう。

☎交通安全自転車課
☎6432-7966
FAX 6432-7996



地震による建築物の倒壊を防ぐために 耐震化支援制度をご活用ください

昭和56年(1981年)5月以前に着工した建築物は、大地震に対する安全性が低いと言われています。首都直下地震などでの被害を少なくするために、建築物の耐震化や家具の転倒防止・危険なブロック塀等の撤去に取り組みましょう。

①建築物の耐震化への助成

☎昭和56年5月以前に着工の旧耐震基準で建てられた住宅・建築物、昭和56年6月～平成12年(2000年)5月に着工の新耐震基準で建てられた在来軸組工法の木造住宅

●助成金上限額の例(構造、用途、規模等により異なる)

建物の用途	耐震診断	補強設計	耐震改修	解体
木造住宅	診断士を無料派遣	設計・改修合計で170万円 障害者等は300万円になる場合があります。		50万円※1
分譲マンション(3階建以上)	350万円	450万円	4000万円※2	1500万円
分譲マンション(一般緊急輸送道路沿い)	450万円	600万円	8000万円※2	1500万円

※1 旧耐震基準で建てられた木造住宅に限ります。
※2 今年度は要件により助成金額が加算されます。詳しくは、お問い合わせください。

☎分譲マンションや特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、無料でアドバイザーを派遣する制度もあります(要件あり)。詳しくは、区HPをご覧ください。

拡充 ②建築物以外の耐震化支援

①ブロック塀等撤去工事助成

☎道路に面する、高さ0.8mを超えるブロック塀・万年塀・大谷石塀・その他組積造の塀の撤去工事費用

☎要件あり。事前相談が必要です。

②家具転倒防止器具の取付支援

内容／器具代・取付費用が計2万5千円分まで無料
☎65歳以上または障害者等のいる世帯

共通事項

☎要件等詳しくは、パンフレット(防災街づくり課、総合支所街づくり課、出張所、まちセンターにあり)や区HPをご覧ください。

☎防災街づくり課 ☎6432-7177 FAX 6432-7987
耐震化支援制度全般 = 区HPQ 12564

2 ① 区HPQ 3889 ② 区HPQ 2407

図柄入りナンバープレートを交付しています

交付料金／普通自動車等(中板)8500円、軽自動車等(中板)8600円、大型トラック等(大板)1万3200円

☎交付料金に加えて、1000円以上の寄附をしていただくと、フルカラーのナンバープレートを取り付けられます。この寄附金は交通改善、観光振興等への取組みに充てられます。

☎経済課 ☎3411-6653 FAX 3411-6635

区HPQ 5018

・世田谷599・
あ20-46

・世田谷599・
あ20-46

▲モノトーンのナンバープレート ▲フルカラーのナンバープレート

マンションについての講座・交流会

①マンション管理講座・相談会

①マンション防災について②無料相談会

☎10月10日(土)①午前10時～11時30分②午前11時30分～正午

講 村上陽一(株)世田谷サービス公社地域防災支援センター所長)

②世田谷区マンション交流会

マンション火災への備え・現場での対応

☎10月10日(土)午後1時30分～3時30分

講 玉川消防署

共通事項

☎区内在住・在勤・在学の方、区内分譲マンション所有者等
☎場 玉川せせらぎホール 集会室

☎①①区HPからオンライン手続き、セタがやコールへ電話・FAX(記入例3面) ②☎へ電話 ②ホームページ(二次元コード)、セタがやコールへ電話・FAX(記入例3面) 抽選①①②各75人 ※抽選結果は10月5日までに落選者にのみ通知。 ①②先着5組 いずれも10月2日まで

☎居住支援課
☎5432-2504 FAX 5432-3040

① 区HPQ 3742

マンション交流会のホームページ▶



8面へつづく【暮らし】

ひと呼吸おいて確認を ～消費者トラブルを防ぐために～

9月は高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間です

トラブル事例①「定期購入」

スマートフォンで「初回お試し2千円」という化粧品の広告を見て「1回だけ」のつもりで注文した。はじめてに商品を受け取った翌月にも同じ商品が届き、2万5千円の支払請求を受けた。
注文画面をよく確認したところ、商品が5回届く定期購入が条件になっていることが分かった。

トラブルにあわないために

- ☑ 商品の注文前に、定期購入が契約の条件となっていないかをよく確認
- ☑ 解約条件・方法の確認(スマートフォン等の操作に自信がない場合、事業者が指定する方法で解約ができるかどうかの確認も)

注意点／通信販売にはクーリング・オフ制度(契約後一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度)が適用されません! ご注意ください。

定期購入でトラブルの多い商品／健康食品、ダイエット食品、サプリメント、育毛剤、染毛剤など



トラブル事例②「点検商法」

「電力会社から委託されて分電盤を無料で点検している」という業者の訪問があり、点検を依頼した。
点検後、「このままでは漏電して火事になる。交換したほうがいい」と言われ、不安になって高額な交換工事の契約をしてしまった。

トラブルにあわないために

- ☑ 突然、訪問や電話をしてきた業者には安易に点検させない
- ☑ その場ですぐに契約しないで、本当に工事が必要か冷静に考える
- ☑ 心配な場合は直接電力会社に確認

点検商法でトラブルの多い事例／給湯器、屋根工事、下水道、床下工事、シロアリ駆除、浄水器、消火器など



くらしの中の契約で「おかしいな?」と思ったら、まずはお電話で消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 ☎03-3410-6522、高齢者(65歳以上)専用電話 ☎03-5486-6501

☎消費生活課 ☎3410-6523 FAX 3411-6845

7